
規制改革・民間開放推進3か年計画

— 金融関係部分抜萃 —

政府・平成16.3.19

政府は、3月19日、「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定した。

同計画は、経済活性化による持続的な経済成長の達成、透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、多様な選択肢の確保された国民生活の実現、国際的に開かれた経済社会の実現等を図り、もって、生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に実現する観点から、行政の各般の分野について、民間開放その他の規制の在り方の改革の積極的かつ抜本的な推進を図り、経済社会の構造改革を一層加速することを目的とされている。

このうち、金融関係については、長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットイングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る、業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う、現在の証券取引法を改組して、銀行・保険以外の分野（＝資本市場分野）を横断的にカバーできる投資者保護法制を構築する、間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン（証券を保管する業者）等の所在地の法によるとするなど、法令の特別規定を設けることについて引き続き法制審議会において検討し、結論を得る、個人情報保護に関する法律の全面施行（平成17年4月1日）に向け、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報保護に関する基本方針の策定及び推進を図るとともに、個別分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他の必要な措置を講ずる、銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる等とされている。

なお、政府においては、これまで、3次にわたる「規制改革（緩和）推進計画」を策定し、概ね5,000項目以上の規制改革を実施してきたところであるが、引き続き、構造改革の重要な柱として規制改革に取り組むこととされている。このため、平成16年度において速やかに、内閣総理大臣の諮問機関として民間人主体の「規制改革・民間開放推進会議」を設置するとともに、これと並んで、政府にも関係閣僚から構成される「規制改革・民間開放推進本部」（仮称）を設け、政治的リーダーシップの下、本格的な取組を進めるための体制を整備することとされている。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」の概要及び金融関係の分野別各論・分野別措置事項の抜萃は、それぞれ以下のとおりである。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」は、内閣府のウェブサイト（<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryo/>）において閲覧することができる。